

税源偏在是正議論についての
特別区の主張(平成27年度版)

平成27年9月

特 別 区 長 会

はじめに

国は、三位一体改革以降の地方財政の衰退を都市と地方の財政力格差問題にすり替え、国の審議会等でことさら問題視してきました。平成 26 年度税制改正においては、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税法人税割の一部を国税化し（地方法人税の創設）、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行しました。

また、骨太の方針 2015 では、消費税率 10%段階において「地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる。」としており、以前の税制改正大綱から更に踏み込んだ表現となっています。

特別区は、高齢者施策をはじめとした大都市特有の膨大な需要を抱え、900 万人の人口や多くの企業を支えるため、法人住民税は極めて貴重な財源です。

I 税源偏在は地方交付税で調整されるべきです

P 1

- ▶ 地域間の税源偏在については地方交付税で調整されており、人口一人当たりの東京の収入はほぼ全国平均です。

II 法人住民税の国税化は地方税の根本原則を歪めます

P 4

- ▶ 法人住民税は、法人の地域での活動、また、そこで働く人々の生活を支える様々な行政施策を展開するために負担を求めている自治体固有の財源であり、法人住民税の国税化は、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。

III ふるさと納税は本来の趣旨に立ち返って考えるべきです

P 5

- ▶ 寄附を建前としながらも税源偏在是正の目的が垣間見え、また、各自治体の返礼品が過熱しているため、本来の「ふるさと」を応援するという趣旨に立ち返るべきです。

IV 代替財源なき法人実効税率の引下げは、将来に深刻な影響を及ぼします

P 6

- ▶ 国・地方を通じた法人関係税収が、地方自治体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、引き下げの場合は国の責任において、確実な代替財源を確保することが必要です。

V 特別区は首都の暮らしや企業活動を支えています

P 7

- ▶ 特別区は、日本の首都に集中・集積する企業等の経済活動や、そこで働く方々・家族の生活を支え、日本の社会・経済の牽引役を果たしています。

VI 特別区は大都市特有の膨大な行政需要を抱えています

P 9

- ▶ 特別区は大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、「子育て支援対策」、「高齢者対策」、「防災・減災対策」などの課題が山積しています。

VII 特別区は行財政改革を率先して進めています

P 2 1

- ▶ 特別区は徹底した行財政改革を行い、行政のスリム化を図るとともに、限りある財源の中で住民サービスの向上に努めています。

VIII 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します

P 2 3

- ▶ 自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、今、必要なことは、東京を含む全国の各地域が、生き生きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら共存共栄を図っていくことです。

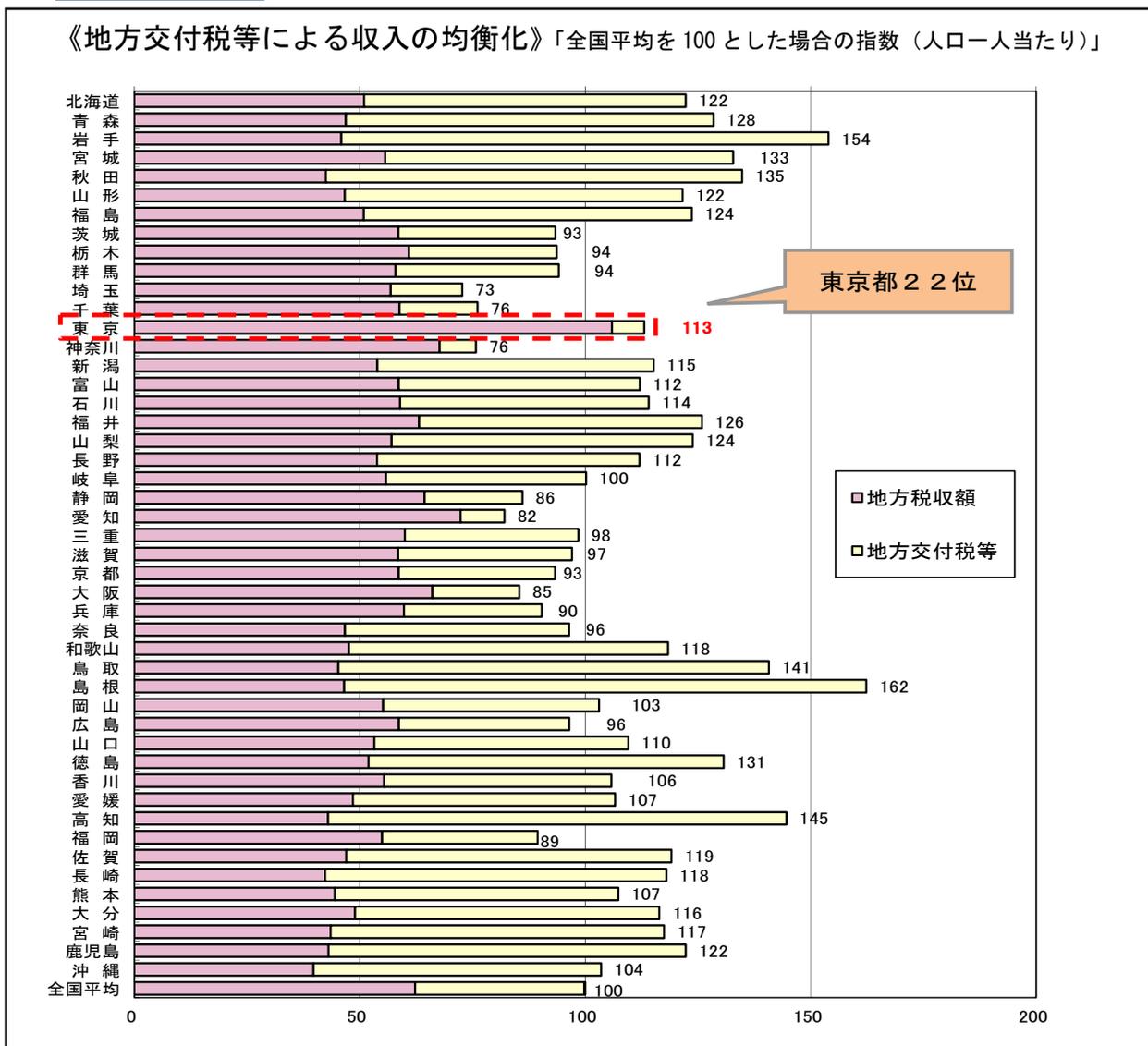
I 税源偏在は地方交付税で調整されるべきです

◎地方交付税について

◆ 地方交付税等による財政調整機能

- 自治体間の税源の偏在は、人口や企業の集中、地理的な条件など、様々な要因により起こります。
- そこで、地方交付税制度等により財源を配分することで、各自治体への財源保障や財源調整が行われています。

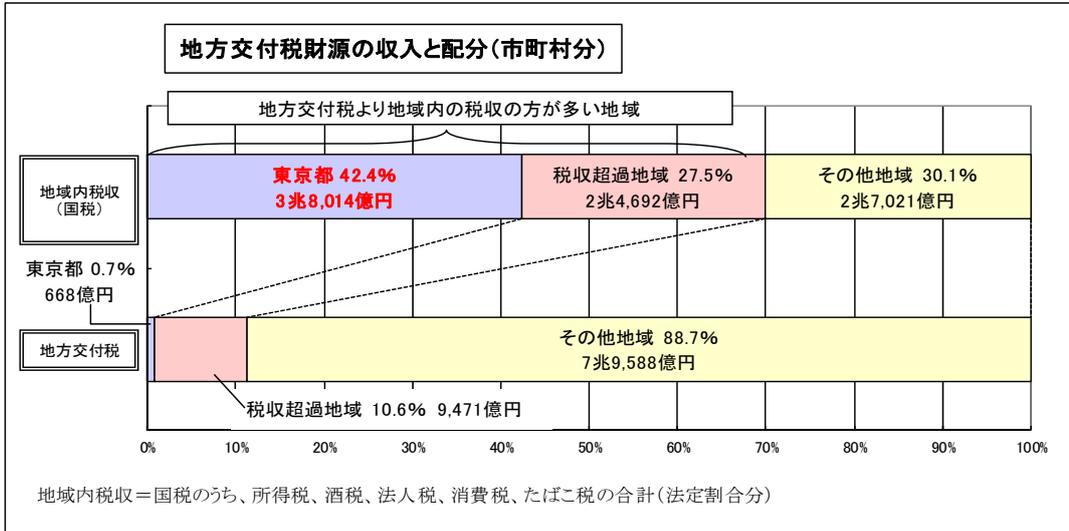
▶ 地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの地方の収入を比較すると、東京は22位でほぼ全国平均であり、東京の収入が突出している訳ではありません。



※地方財政統計年報（総務省）に基づき作成

◆ 地方交付税の財源の多くは東京から収入

- 地方交付税の財源の多くは、東京などの大都市部から収入されたもので、その収入の大部分が大都市部以外の地域に地方交付税として交付されています。

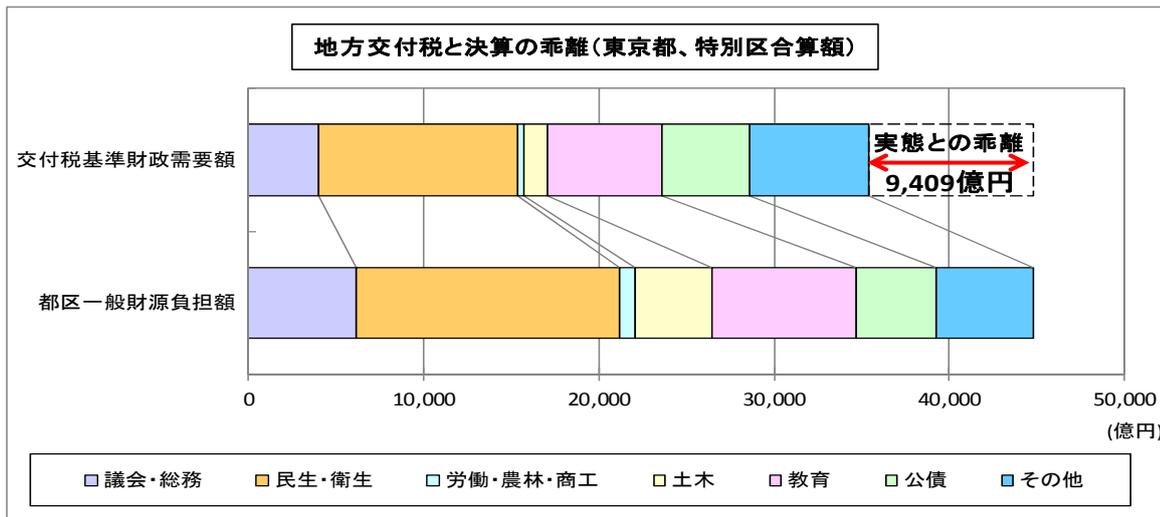


※平成25年国税徴収(国税庁)都道府県別の徴収状況、平成24年度地方交付税決算額

- 既に東京の財源は、地域間の税収の均衡化に活用されています。

◆ 地方交付税の算定では特別区の実態が正しく反映されていない

- 地方交付税の算定においては、特別区は財源超過団体とされ、交付税算定上の基準財政需要額と実際の一般財源負担額を比較すると、大幅な乖離があります。



※平成25年度決算額、平成25年度地方交付税算定額

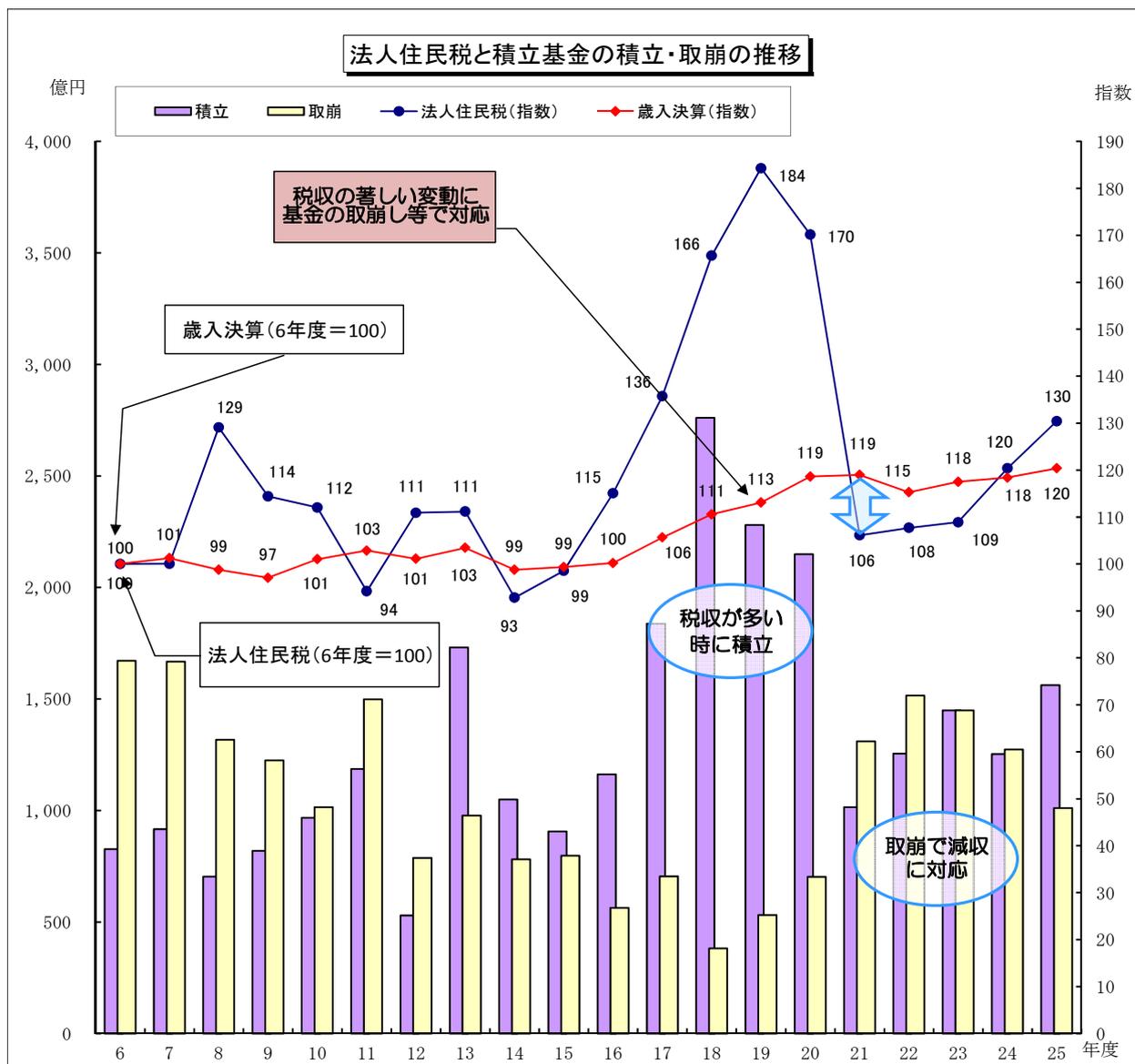
- 特別区では企業活動や従業者・住民を支える行政サービスが求められる中、地方交付税の基準財政需要額にはそれらの需要の全てが反映されている訳ではありません。

◆ 景気の変動には自らの財源を調整して対応

都との合算による算定の結果、需要の実態が適切に反映されず、地方交付税が交付されません。



景気の変動による影響には基金や起債の活用により自らの財源を調整して対応



Ⅱ 法人住民税の国税化は地方税の根本原則を歪めます

◎法人住民税（法人税割）の国税化について

国は、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差が更に拡大するとの理由から、法人住民税の一部を国税化し（地方法人税の創設）、その全額を地方交付税の原資（自治体間の調整財源）としました。

消費税率10%段階においては、更に税源の偏在を是正する方策を講ずるとしており、その影響は特別区にとってますます深刻になります。

このことは、地方税の根本原則を歪め、地方分権・地方自治の趣旨から大きく外れるものです。地方税の国税化を地方自治体が容認することは、憲法に基づく財政自主権を自ら放棄するのに等しい行為です。

◆ 法人住民税（法人税割）の影響額

◎法人住民税の国税化による特別区の影響額は平成27年度で△293億円、平年度化(28年度以降)では△600億円、さらには、消費税率10%段階においては△1,000億円となり、大きな影響を受けることが予想される。（東京都試算）

単位: 億円

	平成27年度	平成28年度 (平年度化)	消費税率 10%段階
都区への影響額	△914	△1,900	△3,200
上記のうち 特別区への影響額 (市町村民税分) 55%ベース	△293	△600	△1,000

※平成27年度当初予算ベース

※企業会計年度と税収年度の相違により、国税化の影響は28年度に平年度化

※法人住民税(市町村民税分)は都区財政調整制度の原資である調整三税の一部であり、都区共通の財源(都45%:区55%)

◆ 問題点

- 法人住民税は、法人の地域での活動、また、そこで働く人々の生活を支える様々な行政施策を展開するために負担を求めている自治体固有の財源であり、法人住民税の国税化により、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。
- 法人住民税を一部国税化することは、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行するものです。
- また、自己決定・自己責任に基づく地方分権を支える税の原則、地方税の意義を歪めるばかりか、国が本来行うべき財政調整機能の放棄につながるものです。

Ⅲ ふるさと納税は本来の趣旨に立ち返って考えるべきです

◎ふるさと納税について

国は、平成 20 年度において、生まれ育った自治体や応援したい自治体へ寄附ができる仕組みとして、ふるさと納税制度を創設しました。

しかし、寄附を建前としながらも税源偏在是正の目的であることが垣間見え、また、各自治体が用意した豪華な返礼品目当ての寄附が増える構図となっており、ふるさと納税の本来の趣旨に立ち返って考えるべきです。

また、現在企業版のふるさと納税制度も検討されており、受益と負担に反することや、企業が何らかの便宜供与を求めるようなモラルハザードが起こる可能性も否定できません。

◆ 特別区への影響額

平成 27 年度寄附金税額控除額 ※1	約△24 億円 ※2
---------------------	------------

※1 平成 26 年中に行われた寄附金額は、翌年度（27 年度）に住民税から直接税額控除。

※2 平成 27 年度課税状況調を基に区長会事務局にて試算

- 平成 27 年度税制改正により「ふるさと納税ワンストップ特例制度※3」が創設され、所得税分が個人住民税に振り替えられ、また、特例控除額（個人住民税所得割額）の上限が 1 割から 2 割へ拡充されることとなりました。このことにより、平成 28 年度は上記の控除額よりも、更に増加する見込みです。

※3 給与所得者等が 5 団体まで確定申告不要で寄附金控除を受けられる制度

◆ 問題点

- 過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質税負担減の恩恵を受け、その他の住民は失われた税収入分の行政サービスの低下を甘受しなければならない不公平が生じます。
- 寄附を受けた地方交付税交付団体は、基準財政収入額の調整がなされず純増となる一方、寄附による減収があった自治体は、地方交付税により補填される仕組みとなっており、結果として地方交付税原資が失われ、配分にゆがみが生じます。また、地方交付税不交付団体は減収分の補填が及ばないため純減となります。
- 平成 27 年度から適用の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、個人住民税に振り替えられる所得税分については、地方特例交付金等で国がその財源を補填すべきであり、そもそも、個人住民税から控除するのではなく、全額、所得税から控除すべきです。
- 税源の偏在是正措置は、法人住民税の国税化やふるさと納税をはじめとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど、国の責任において是正すべきです。

IV 代替財源なき法人実効税率の引下げは、将来に深刻な影響を及ぼします

◎法人実効税率の引下げについて

政府は、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率の引下げを実行しました。また、平成 27 年度与党税制改正大綱では平成 28 年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により税率引下げ幅の更なる上乘せを図るとされ、骨太の方針 2015 では更に踏み込んだ内容となっています。

しかし、国・地方を通じた法人関係税収が、地方自治体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、法人実効税率を引下げる場合は、国の責任において、確実な代替財源を確保することが必要です。

代替財源なき税率の引下げは、将来に深刻な影響を及ぼします。

◆ 法人税率引下げによる法人住民税額の減（代替財源の措置が無い場合）

法人税率(国税)の減により実効税率を1%引下げた場合の影響額	特別区の影響額
	約△91億円

◆ 問題点

- 地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する、様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な財源です。
- 法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていることから、国の責任において全ての地方自治体の歳入に影響を与えることの無いよう地方税財源を確保する必要があります。
- さらなる法人実効税率の引下げを行う場合の代替財源についても、租税特別措置等の見直しをはじめ課税ベースの拡大など、「法人課税の中での税収中立」を優先することが必要です。

V 特別区は首都の暮らしや企業活動を支えています

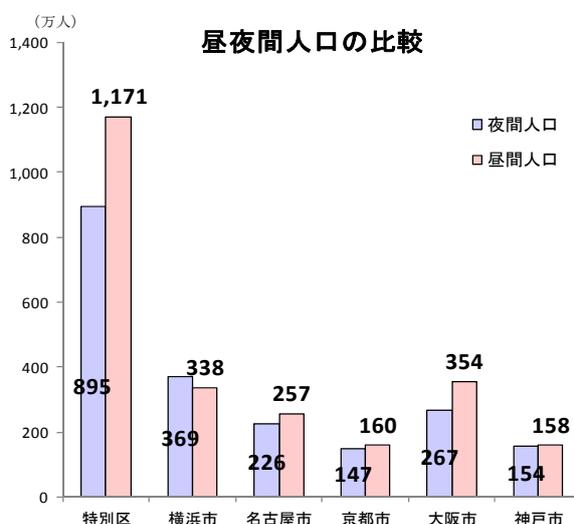
◎特別区の役割について

長らく東京は日本の首都として、日本の心臓部としてわが国の発展に重要な役割を果たしてきました。

その中でも特別区の地域は、国土の0.1%の土地に高度な集中・集積があることをメリットとして活かす一方、集中に伴う諸問題を克服しながら首都東京ひいては日本の社会・経済の牽引役を果たしてきました。

◆ 人口の集中

- 国土の0.1%の面積に総人口の**約7%、約900万人**が生活している。
- 周辺の県からも含め、250万人以上の人々が通勤や通学で流入し、昼間人口は約1,200万人に上る。

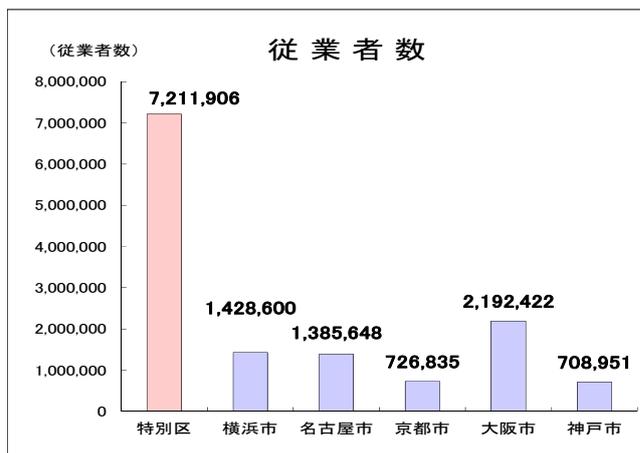


※平成22年国勢調査

★流入人口比率 24.26% 全国1位
★昼間人口 1,171万人 全国1位

◆ 企業の集中

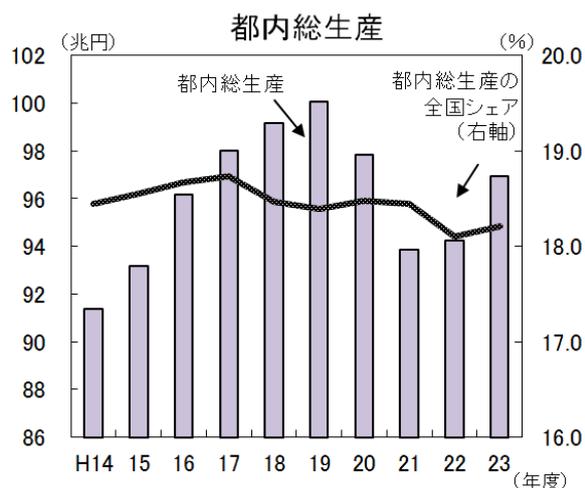
- 全国の事業所数の**約1割に当たる約56万箇所**の事業所が特別区の区域に集中（従業者数720万人超）している。



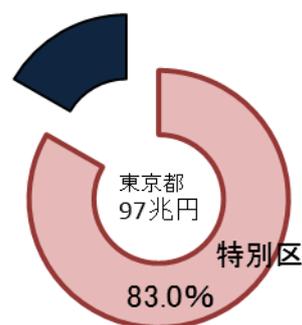
※平成24年経済センサス

◆ 日本経済を牽引する高い生産力

- 全国都道府県の県内総生産 532 兆円のうち、都内総生産は 97 兆円で 18.2%を占める。
- **特別区内における総生産**は、都内総生産の約 83.0%である**約 81 兆円程度**と推計され、全国の県内総生産の約 15.2%を占める。



平成23年度 都内総生産のシェア



都内総生産を平成24年経済センサスの従業者数により按分

特別区は、首都ならではの役割を担うとともに、身近な行政を行う自治体として質の高い生活環境を整備し、こうした活発な企業活動やその企業活動の原動力となっている従業員の生活を支えています。

VI 特別区は大都市特有の膨大な行政需要を抱えています

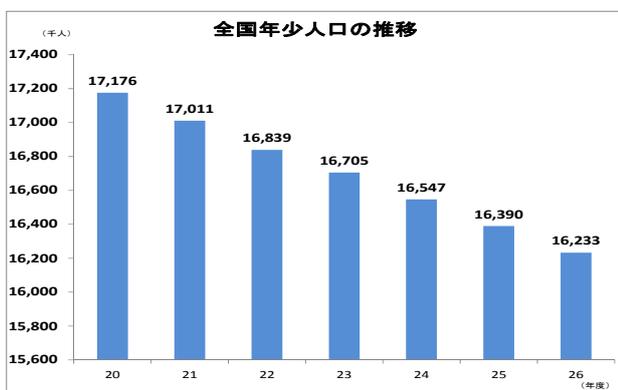
特別区は、約900万人の住民と約1,200万人もの昼間人口を有する大都市特有の事情を背景に、物流の円滑化や災害時に欠かすことのできない社会資本整備、超高齢化への対応、人口減少に歯止めをかけるための子育て支援策など、その行政需要は非常に膨大なものとなっています。

◎子育て支援について

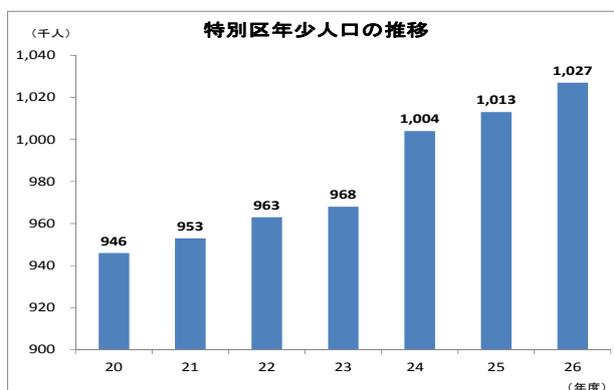
全国の自治体の子どもの数は減少しているのに対し、特別区は全国に比べ出生率は低いものの子どもの数は増加しています。人口減少に歯止めをかけ、今後の日本を支えていくためにも、待機児童対策をはじめとした、出産・子育てに不安を抱かせない、より良い支援策の充実を図っていかねばなりません。

◆ 特別区年少人口の推移

○ 全国の年少人口が減る中、特別区の年少人口は増加している。

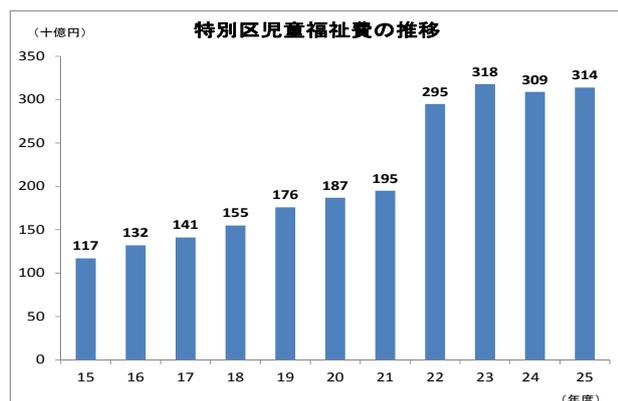


総務省「我が国のこどもの数」より



◆ 児童福祉費の推移

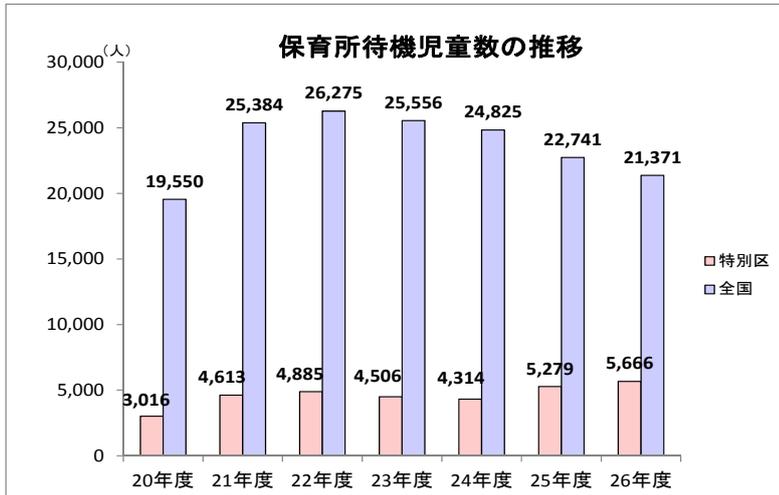
○ 特別区は年少人口が増加しているため、待機児童対策をはじめとした、子育て関連施策に係る児童福祉費も年々増加してきている。



※年少人口は0歳～14歳

◆ 待機児童解消

- 特別区における認可保育所、認証保育所、認定こども園などの各種保育サービスの利用者数は16万人で、これらのサービスに要する経費は年間約2,600億円に上る。
- さらなる定員拡充のために年間約400億円を投入しているが、待機児童は依然解消されず、特別区で約5,700人に上る（全国の待機児童数約21,000人）。



※（特別区） 保育所関連状況取りまとめ
（東京都福祉保健局）
（全国） 保育所待機児童数
（厚生労働省）

★保育所の待機児童数は、全国の待機児童数の約3割

◆ 理不尽な特別区批判

地方財源の不足の問題を地方間の税収格差問題に転嫁するために、国は、特別区が必要以上の行政サービスを行っているかのような意図的な批判を繰り返しています。

<子ども医療費助成>

- 財務省は、子どもの医療費の窓口負担の無料化などについて、特別区の「ゆとり」や行政の非効率を例に挙げているが、厚生労働省の調査では、全国の約79%にあたる1,373区市町村が子ども医療費助成を所得制限なしで実施しており、財務省の主張は、これらの取組を必要以上のサービスとして切り捨てることを求める理不尽なものである。

全国の子ども医療費助成の状況（全国1,742団体）

	所得制限なし	一部負担なし	所得制限一部負担ともになし	年齢による区分（通院）		
				小学生以前まで	中学生まで	それ以降
自治体数	1,373 団体	986 団体	840 団体	170 団体	544 団体	126 団体
割合	78.8%	56.6%	48.2%	9.8%	31.2%	7.2%

※厚生労働省「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

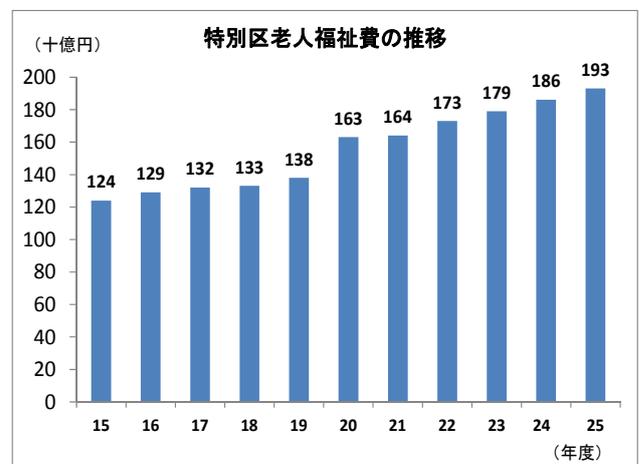
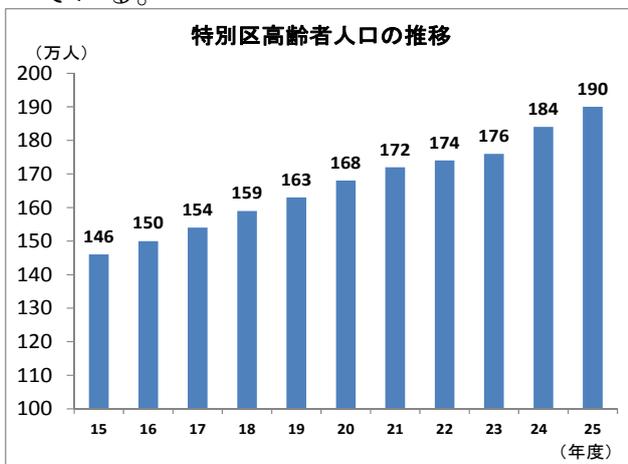
平成26年4月1日現在

◎高齢化対策について

全国的に高齢化が進む中、特別区では全国平均以上に高齢化が進んでいます。将来推計では今後、全国の高齢化の伸びが鈍化する中でも、特別区の高齢者人口は今後25年間で200万人→270万人と急激に増加するため、高齢者施策にかかる需要の大幅な増加が見込まれます。

◆ 老人福祉費の推移

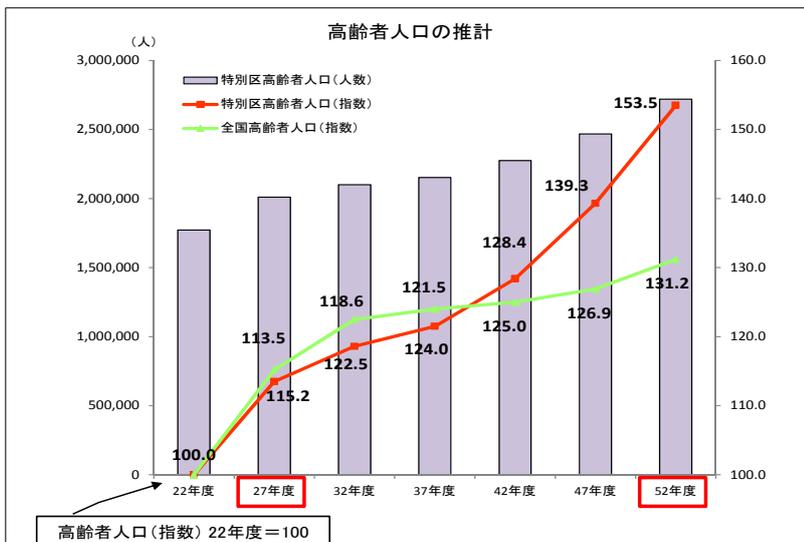
- 特別区においても、年々高齢者が増加しており、高齢者施策にかかる経費が増加している。



※後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出し金を含む

◆ 急激に押し寄せる高齢化

- 全国の高齢化が鈍化する後も **特別区の高齢化は急激に進行し続ける。**



※27年以降の推計は、22年国勢調査による人口に「日本の市区町村別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)の推計の伸び率を用いて作成

★高齢者数は平成27年からの25年間で70万人の増加
200万人→270万人 (全国の高齢者増加数の15%)

◆ 独居高齢者への対応

- 65歳以上に占めるひとり暮らし高齢者（特別区46万人、全国479万人）の割合は特別区で26.0%、全国で16.4%となっている。見守り事業や買い物支援事業等の充実を図り、ひとり暮らし高齢者が安心して安全に暮らすことのできる環境づくりが必要である。

※平成22年国勢調査

★65歳以上人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合
全国と比べて1.5倍以上の高さ

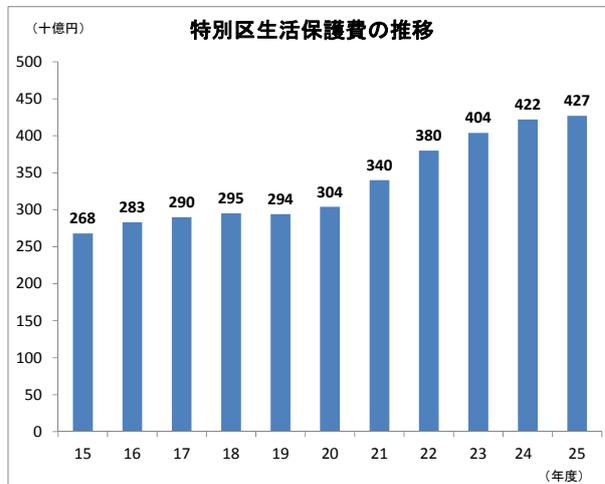
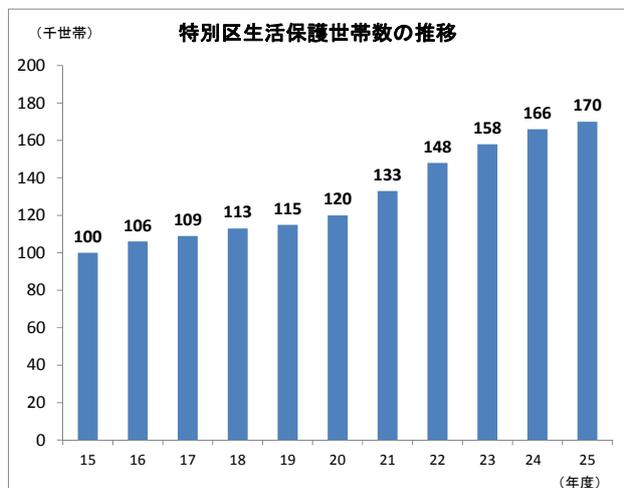
◆ 増え続ける生活保護費

景気は上向いていると言われるものの、依然として先行きに不透明感があり、急激な高齢化の進行と相まって、生活保護世帯が増加しています。

- 特別区における平成25年度の生活保護費決算額は約4,300億円であり、歳出総額の13.4%を占める。
- 特別区は物価が高いため、物価の比較的低い地域と比べ、1世帯当たりの扶助費単価が年間約44万円（※）高くなる。

※ 65歳以上単身者、生活扶助の1級地-1と3級地-2の単価差等を基に試算

★生活保護費決算額は、全国の生活保護費決算額の13%超



※目的別歳出の生活保護費の扶助費の額

◎防災・減災対策について

特別区は、日本全体を支える首都機能を守り、住む人・働く人・訪れる人の安全・安心を確保するため、首都直下型地震への対応等、防災・減災対策が急務です。

◆ 首都直下地震発生時に想定される膨大な数の避難者への対応

- 都が試算した被害想定によれば、首都直下地震発生時の避難者数は、311万人にも及び、特別区内には約1,600箇所の避難所が設置される見込みである。
- 避難所を運営するための救援物資の整備・更新に、特別区全体で多額の経費を投入している。

	首都直下地震(想定)	阪神・淡路大震災	東日本大震災
避難者数	3,110,940人	307,022人	386,739人
避難所数	1,600所	1,138所	2,182所

※首都直下地震等による東京の被害想定（東京都） 避難所生活者・避難所数の推移（復興庁）

★首都直下地震発生時避難者数は、東日本大震災の8倍以上（想定）

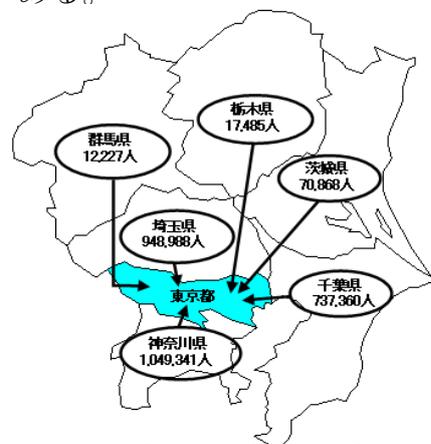
◆ 帰宅困難者対策

- 大震災時に公共交通機関の運行停止により、自宅等への帰宅手段が閉ざされた帰宅困難者が発生するため、**受け入れ施設の確保等が必要**である。
（東日本大震災時は首都圏で約515万人）
- 約1,200万人の昼間人口を抱える特別区では、東京都との連携のもと、特別区内で380万人の帰宅困難者の受け入れ態勢を準備する必要がある。

通勤・通学による都内への昼間流入人口の状況

通勤・通学や観光等での特別区への昼間流入人口と特別区民を合わせて
380万人の帰宅困難者

※首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）



※関東近県からの流入人口（東京都 HP）

★首都直下地震発生時、380万人の帰宅困難者が発生（想定）

◆ 防災機能向上のためのインフラ整備

<都市公園整備>

- 特別区では、集積した昼夜間人口に対応した一時避難場所の確保が求められ、区立公園の整備を積極的に進めなければならない。
- 災害時に避難場所や大規模救出救助活動の拠点として重要な役割を果たす公園の整備は、特別区では一人当たり都市公園等面積が 4.5 m²/人であるのに対し、全国平均が 9.9 m²/人であり大きく下回っている。

★特別区の一人当たり都市公園等面積は全国平均の半分以下

※国土交通省発表資料

<緊急輸送道路耐震化>

- 災害時の緊急車両の通行を確保するため、特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の沿道建築物耐震化の促進に取り組んでいるが、耐震化率の向上が急務である。

★対象建築物 約 12,000 棟
総事業量 約 6,000 億円（うち特別区分 約 2,000 億円）

<その他>

- 荒川や隅田川などの大規模河川の流域であるとともに、海拔ゼロメートル地帯が 124 km²ある特別区では、当該地域に住む 150 万人の人々の暮らしを守る水害対策を行っている。
- また、透水性舗装による道路整備を進め、局地的豪雨により雨水が急激に河川に流れ込まないように取り組んでいる。

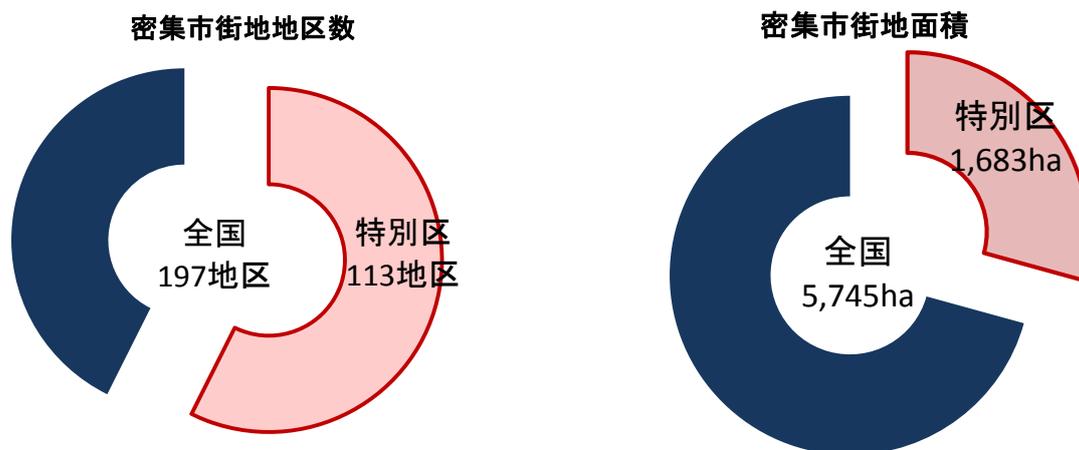
透水性舗装総面積	1,300 km ²
透水性舗装整備単価	12,360 千円/km ²
通常舗装整備単価（参考）	11,900 千円/km ²

平成 26 年度 特別区土木関係現況調査（平成 26 年 4 月 1 日現在）

◆ 災害時に著しく危険な木造住宅等が密集

- 「地震時等に著しく危険な密集市街地」(197 地区、5,745ha)のうち、延焼危険性が著しく高い密集市街地は、特別区で113地区、1,683haを占めている。
- 延焼危険性が著しく高い密集市街地の全国の約6割の113地区が特別区に集中している。

※「地震時等に著しく危険な密集市街地」について(国土交通省)



★都区で進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」の取組に要する経費 ⇒ 総事業費5,050億円(うち一般財源1,850億円)

◎その他の行政需要について

◆ 社会資本整備

<区道の整備・維持>

- 特別区内の道路は、区民の生活基盤としての役割だけでなく、特別区外からの交通需要にも応え、活発な経済活動に伴う物流を支えるとともに、災害時の緊急車両の通行路としての役割も果たしている。
- 都市計画道路の未整備路線の早期事業化に向けて莫大な整備費が必要であるとともに、道路率が高い特別区においては、現道の維持・補修にも多額の行政コストがかかる。

[都市計画道路*]

	区部	東京都
計画延長	1,766km	3,207km
完成延長	1,135km	1,997km
完成率	64.2%	61.7%
整備標準単価	90 億円/km	

[道路率**]

	道路率
特別区	16.3%
東京都	8.3%
全国	2.0%

*：平成 26 年 3 月 31 日時点

**：平成 26 年版 環境統計集。道路面積/行政区域面積で算出

<鉄道の連続立体交差事業>

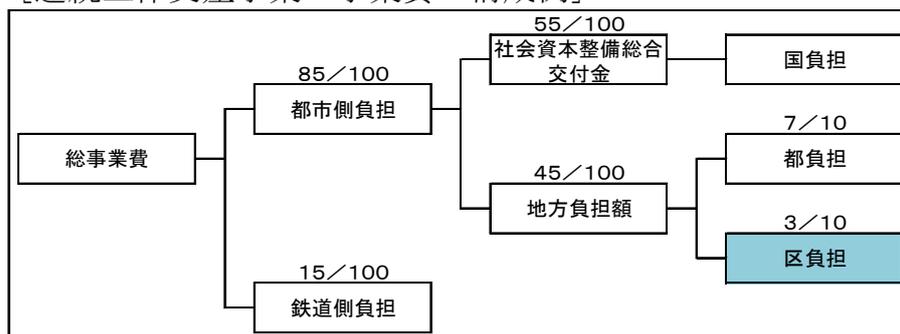
- 都市の機能や利便性を高め、安全で効率的な都市活動を実現するため、東京都と連携して連続立体交差事業に取り組んでいる。

[特別区の連続立体交差事業]

事業実施中及び準備中	8 区間 (25.4km)
検討対象	16 区間
区負担額 (※過去 5 年間実績計)	157 億円

※平成 22～26 年度

[連続立体交差事業 事業費の構成例]



<橋梁の改修・架替>

- 橋梁の多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、今後、一斉に更新時期を迎え、改修及び架替が必要である。

★橋梁長寿命化修繕計画による架替及び改修が必要な橋梁
2010年を基準に10年以内に60年(※)を経過する橋梁の数

約400箇所

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令による耐用年数

<公園・緑地の整備>

- 昼夜間人口が集積する特別区内における都市計画公園・緑地は、レクリエーションの場の提供、防災性の向上、環境の保全、良好な景観の形成など、重要な役割を担っており、早期整備が必要であるが、高い地価などの理由から整備率が全国と比較して低くなっている。今後整備を進めるに当たり、多額なコストが必要である。

[都市計画公園・緑地]

	計画面積 (ha)	供用済面積 (ha)	整備率 (%)
全国	168,805	94,186	55.8
東京都	10,776	5,050	46.9
特別区	5,907	2,782	47.1

※国土交通省 平成25年度都市計画現況調査

◆ 「開かずの踏切」の対策

- 「開かずの踏切」は、**特別区に229箇所**、全国に589箇所。

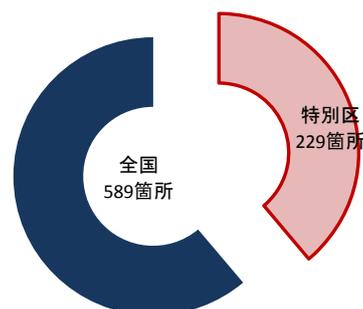
★ 「開かずの踏切」は、全国の約4割が特別区に集中

※踏切交通実態総点検結果（踏切すいすい大作戦HP）

全国の「開かずの踏切」数に
占める特別区の割合

※ 「開かずの踏切」

ピーク時の遮断時間が1時間のうち40分以上の踏切であり、対策には立体交差化などの取組が必要である。

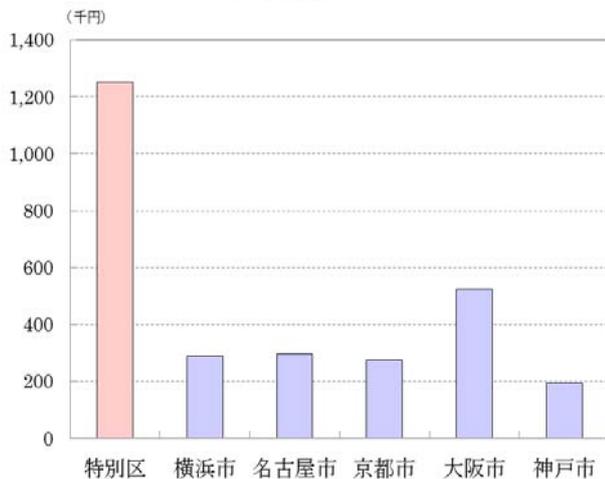


◆ 地価・物価の高さ

- 人口や企業の極度の集中は、地価や物価を引き上げ、住民に大きな経済的負担となっている。
- 地価・物価の高さは行政経費を引き上げ、公共施設用地の確保も容易ではない。

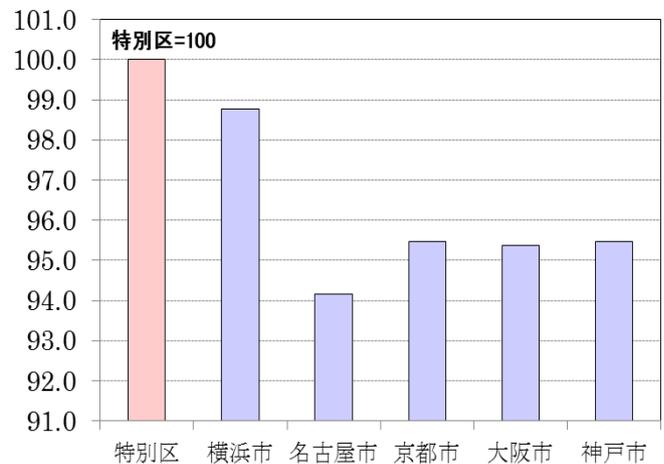
**★用地取得単価（平成 25 年度普通会計決算）
50.7 万円/㎡（全国平均（2.2 万円/㎡）の約 23 倍）**

平均地価公示



※国土交通省：平成 26 年度 地価公示

消費者物価地域差指数



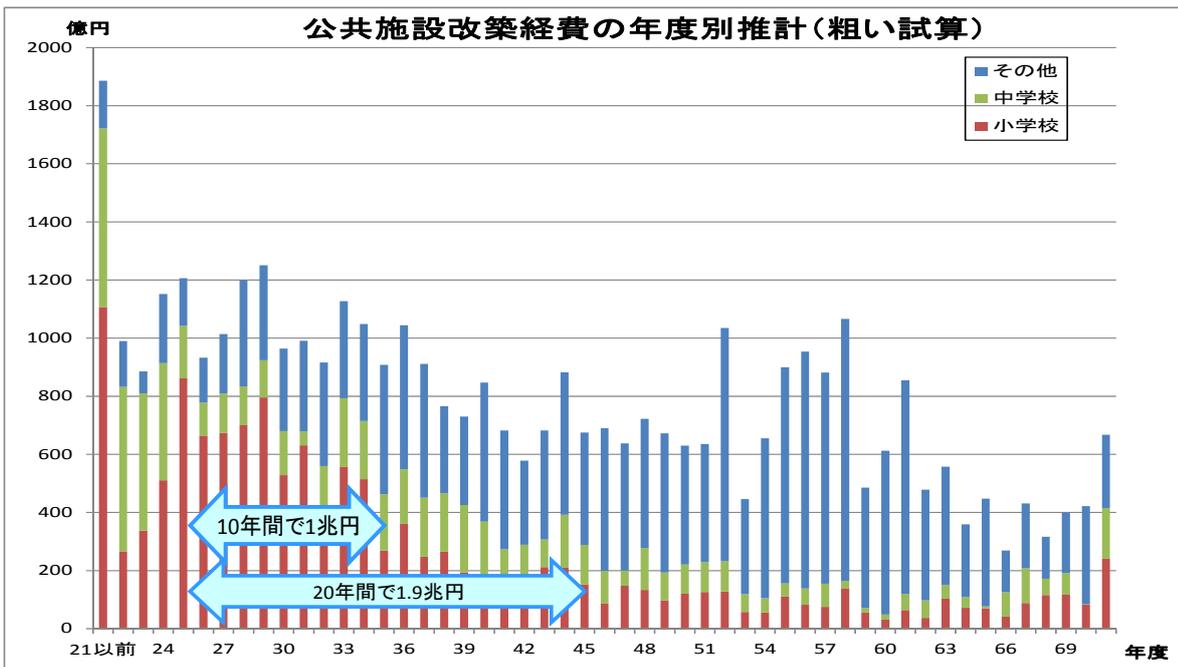
※平成 26 年平均消費者物価地域差指数

用途別 1 ㎡あたり地価公示平均価格

	住宅地	商業地	全用途
全国平均	101,700 円	396,300 円	175,000 円
特別区	504,800 円	2,101,000 円	1,250,400 円

◆ 公共施設の老朽化による大量改築の必要性

- 高度成長期に特別区に人口が集中したことにより、全国に先駆けてこの時期に多くの公共施設を建設した。耐震化を行っている一方で、多くの公共施設が改築時期を迎えている。
- 特に、10年後には小中学校の6割（約790校）、20年後には8割（約1,000校）が耐用年数である築後50年を経過することとなり、今後、校舎の改築には莫大な経費を要することになる。



★改築のために必要となる経費
10年間で約1兆円、20年間で約1.9兆円

※特別区保有施設状況調査

◆ 犯罪から区民を守る

- 刑法犯発生件数は、特別区で119,610件、全国で1,212,163件。
- 街灯設置数を増やすなど、犯罪の未然防止に努めている。
- 更に、青色回転灯パトロールカーによる区内巡回等の取組を行っている。

★全国で発生している犯罪の約1割は特別区で発生

※（特別区）刑法犯発生件数（警視庁） （全国）刑法犯認知件数（警察庁）

◆ 放置自転車対策

- 放置自転車台数は、**特別区で 24,863 台**、全国で 122,997 台。
- 放置自転車撤去台数は、**特別区で 365,319 台**、全国で 2,136,398 台。

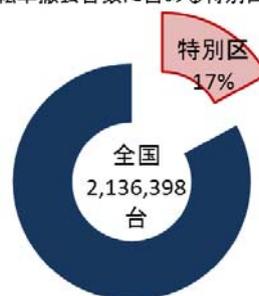
★全国の放置自転車の 5 台に 1 台は特別区で発生
★全国の放置自転車の 6 分の 1 は特別区で撤去

※駅周辺における放置自転車等の実態調査(内閣府)

全国の放置自転車台数に占める特別区の割合



全国の自転車撤去台数に占める特別区の割合



➤ 放置自転車の撤去、返還、処分等にかかる経費 ⇒ **年間 12 億円**

★駐輪場整備状況	特別区	867 箇所	376,496 台
	全国	12,450 箇所	4,530,295 台

※特別区土木関係現況調査

◆ 2020 東京オリンピック・パラリンピック

- 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、各種案内の多言語化、観光施策の強化、公共交通機関におけるバリアフリー化への補助、交通手段の拡充、関連イベントの開催など、来街者を意識した施策の展開により行政コストの増加が見込まれる。

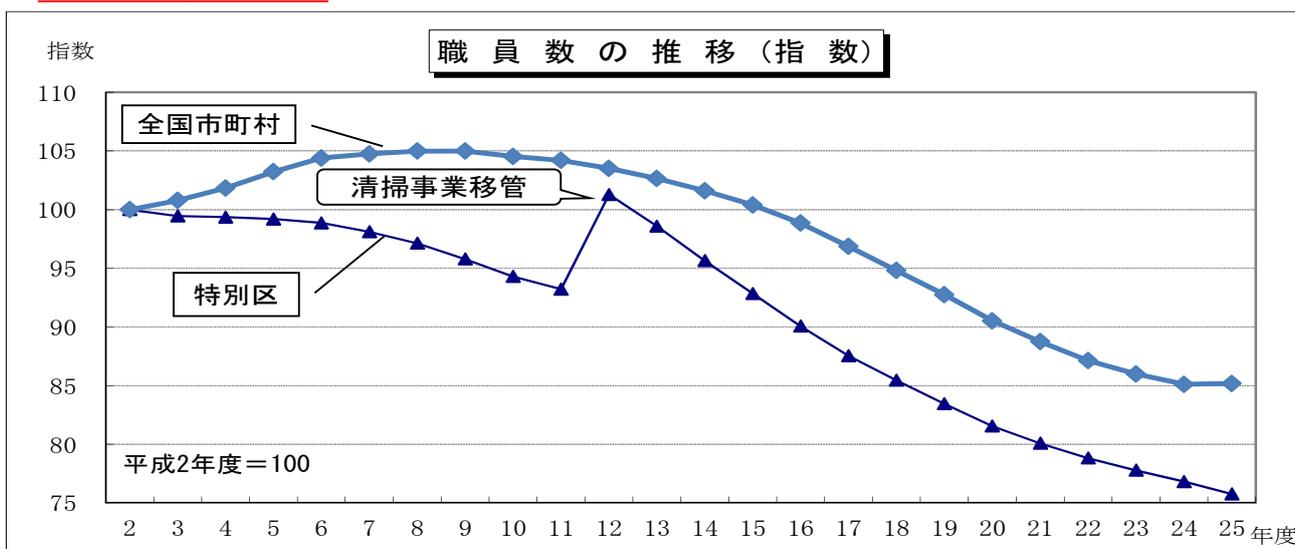
今後とも特別区は、東京に住み、訪れる全ての人々にとって安全・安心な環境を構築するなど、地域の実情を踏まえた行政サービスを充実することにより、首都東京の活力を支え続けるという使命を果たしていかなければなりません。

Ⅶ 特別区は行財政改革を率先して進めています

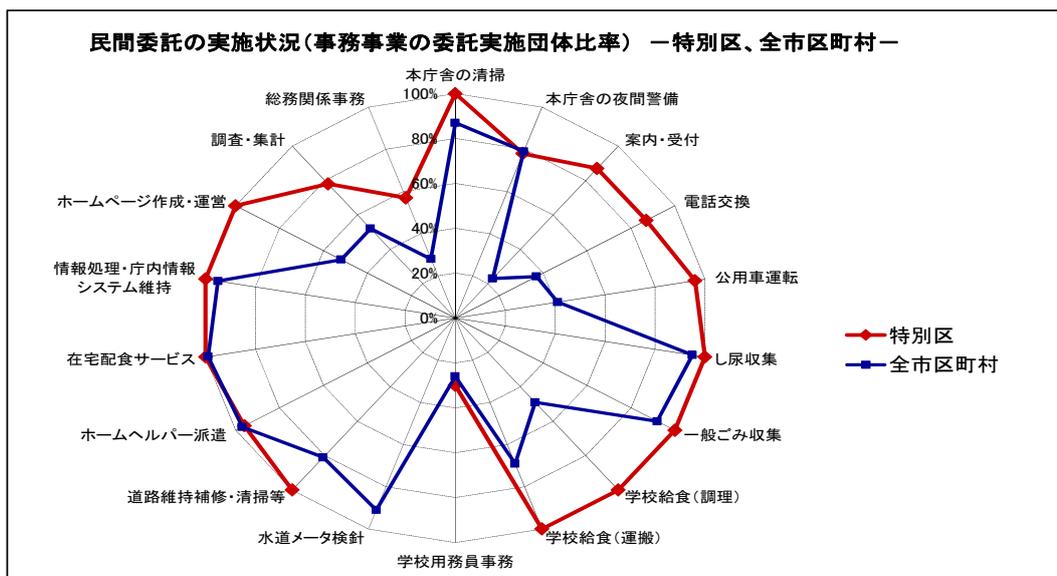
◎行財政改革について

◆ 徹底した行財政改革に取り組み、効率的な行政運営を推進

- 特別区は、早くから全国市町村を上回るペースで職員数の削減など、**徹底した行財政改革に取り組んでいる。**



- また、様々な分野で業務の委託化を積極的に行い、**行政のスリム化を図るとともに効率的な行政運営に努めている。**



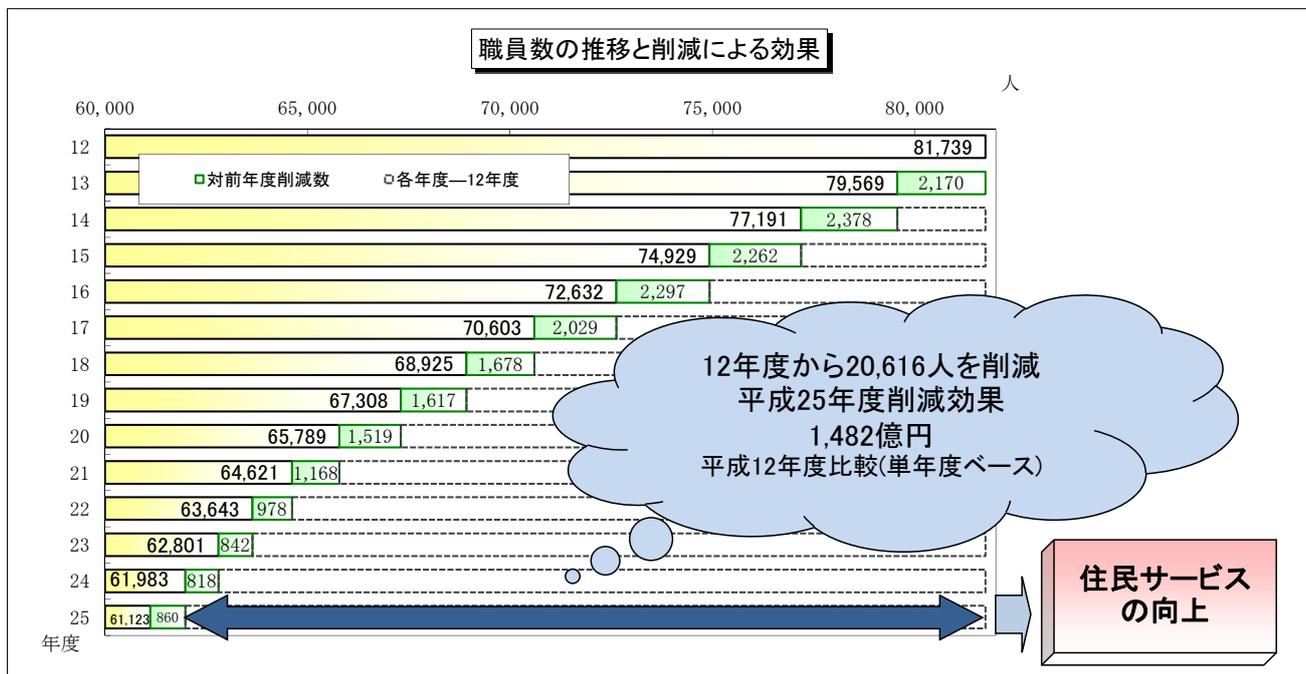
※総務省「集中改革プラン及び18年指針の実施状況等に関する調査」より作成

注1) 平成21年4月1日現在

注2) 委託実施団体比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

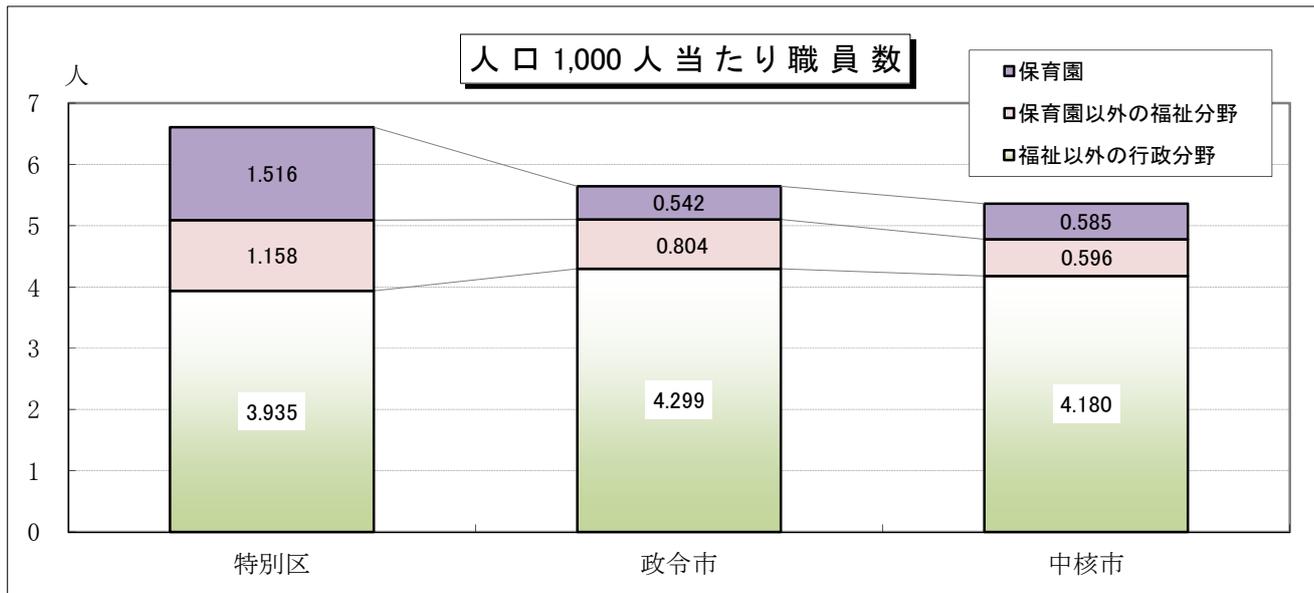
※委託実施団体には、一部委託を行っている団体を含む

- 職員数の削減等の行財政改革で捻出した財源は、切実な区民要望に応えるための施策に活用している。



◆ 福祉分野に重点を置いた職員配置

- 特別区の職員が多いとの指摘があるが、これは保育園、生活保護等の需要に応じているためであり、一般的な行政は、他都市よりも少ない人員で多くの課題に対応している。



※職員数は、普通会計職員数から消防部門職員数を除いたもの
 ※職員数は25.4.1現在、人口は25.3.31現在
 ※政令市及び中核市は、25.4.1時点による。

Ⅷ 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します

◎特別区全国連携プロジェクトについて

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。

一方で、全国各地域の疲弊は、地方税の偏在にも一因があるとして、地方税の一部を国税化し（地方法人税の創設）、地方交付税の原資とすることで財政調整を行い、更に拡大しようとしています。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではありません。

東京・特別区は人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。今、必要なことは、東京を含む全国の各地域が、生き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら更なる共存共栄を図っていくことです。

国は東京一極集中の是正を目的として「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、「地方創生」に力を向けていますが、特別区も全国各地域との連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組として、「**特別区全国連携プロジェクト**」を展開しています。

◆ 特別区の市町村との交流実績

- 現在、特別区は、全国の市町村や民間団体等と文化交流や観光物産展を開催するなど、様々な形で連携している。

★特別区 23 区 ↔ 564 市町村 (386 市、140 町、38 村)

※特別区は、全国約 1,700 市町村の約 1/3 と連携

※また、全国 47 都道府県内の市町村と連携

平成 27 年度「各特別区と地方との連携事業例等の調査結果」



- (1) 特別区全国連携プロジェクト連絡会の設置 (H26. 11. 14)
プロジェクトの円滑な推進のため、23 区の担当課長により構成
- (2) 取組事例※
- ①東北六魂祭 2015 秋田への協力・連携
 - 各区広報媒体による P R の実施
 - 5 月 30、31 日の祭り当日に「特別区 P R ブース」を設置
 - ②雪の活用
岩手県北上市・西和賀町からの提案 (H27. 2. 16) を受け、3 区※で雪を活用した連携事業を実施 (※江東区、品川区、荒川区)
 - ③北海道町村会との意見交換会 (H27. 6. 8)
- (3) ホームページの開設 (6/30) <http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>
- 連携・交流に関する情報交換の場
 - ◆会員専用ホームページ※
掲示板機能を活用した新たな連携・交流事業の展開
※本プロジェクトに賛同し会員登録した自治体が閲覧・書き込みのできるホームページ
☆8/31 (月) 現在、プロジェクト賛同自治体全国 176 市町村
 - ◆一般用ホームページ
連携・交流事業の紹介、自治体 P R 情報等の掲載

※取組事例



東北六魂祭「協力・連携締結式」



東北六魂祭「東京 23 区・特別区長会 P R ブース」



岩手県北上市・西和賀町との雪を活用した連携事業



北海道町村会との意見交換会